

「報告論文」審査基準の手引き

「発達心理学研究」編集委員会

2025年12月作成

本誌『発達心理学研究』の論文種別には、「原著論文」「実践論文」「報告論文」があります。この文書では「報告論文」を審査する際の基準や考え方をまとめました。また、「報告論文」を執筆し、投稿する際にも参考にしていただけたら幸いです。

1. 報告論文の定義

「発達心理学研究編集委員会編集規則」第14条では、報告論文について次のように定義しています。

「報告論文は、発達に関する課題・テーマに関する研究の簡潔な報告であり、新たな議論を喚起しうる萌芽的研究、先行研究の拡張や追証的研究、新しい研究手法の開発など、多様な内容を含むものとする。」

具体的には、以下のような内容を含みます（「審査の基本方針（2022年8月施行）」）。

- ・十分に洗練された方法論や理論的基盤に基づいていないものの、独自性の高い発想や方法に基づいており、新たな議論を喚起しうる萌芽的研究
- ・類似の研究知見がすでに報告されているものの、そうした知見について洗練された方法を用いて追証的な検証を行った追証的研究
- ・個々の論文の目的や性質に応じて、それぞれの持つインパクトを柔軟かつ積極的に評価します。

2. 報告論文の審査基準について

編集規則および審査の基本方針に基づき、この文書では報告論文を3つに分類し、審査基準を示します。なお、ここでの分類はあくまでも目安であり、3つに含まれないものであっても、報告論文として考えられるものがあることにご留意ください。

（1）萌芽的研究

- ・先行研究の限られる現象や概念の報告
- ・希少性や速報性のあるデータの報告 など

（2）追証的研究

- ・直接的追証
- ・概念的追証

（3）研究手法の開発・検証

- ・尺度開発
- ・今までにみられない発達の評価法
- ・新しい実験方法や課題の開発 など

3. 各分類における審査基準

(1) 萌芽的研究

萌芽研究には、独創的で初期段階にある探索的研究が広く含まれます。ここでは例として、2つのパターンを取り上げますが、これ以外のパターンも考えられる点にご留意ください。

①先行研究の限られる現象や概念の報告

先行研究がほとんど存在しない、もしくは既存の理論では説明が難しい新しい学術的概念や社会的現象を扱った研究が該当します。具体的には、従来の理論的な枠組みでは説明できない概念や心的機能、発達過程、社会現象などが含まれます。このパターンに該当する論文では、新規性とともに後の研究の発展や応用にどう資するかが重要視されます。審査では、背景・目的において先行知見の少なさや偏りについて整理し、そのトピックの新規性についてデータに基づいて考察しているかどうかを主要な評価軸とします。

②希少性や速報性のあるデータの報告

今までにない発見や収集したデータそのものに希少性があり、速やかに公開することが重要視される研究が該当します。具体的には、未確認であった観察事象、アクセスやサンプリングの困難な対象集団から得られた希少データ、大きな社会的状況の変化（例：自然災害、社会情勢の急変、技術革新）に起因する新規事象の発見やデータなどが含まれます。このパターンに該当する論文では、データとしての希少性を論理的に説明し、即時的な報告によって社会や学術にどのような意義をもたらすかが重要視されます。審査では、データの希少性と速報性の意義について十分に考察しているかどうかを主要な評価軸とします。

いずれのパターンにおいても、先行文献が少ないが故の仮説の論拠の弱さ、サンプリングの偏りや限定的なデータ分析、予備実験としての色彩が強いもの、得られるデータの信頼性・妥当性が既存の研究と比べると弱いケースなどが十分想定されます。しかしながら、審査においてはこれらの問題点を上回るような新しい着想や独自の視点を積極的に評価し、将来的な波及効果を重視します。例えばアクセス困難なサンプルを扱う研究では、その希少性自体が価値と見なされるため、少数サンプルや事例的報告であっても、それをネガティブな評価にはつなげません。また分析法が未成熟であったり理論的位置づけが不十分であっても、アプローチが斬新・革新的であったり、報告の速報性自体に価値が認められる場合は、その革新性や速報性を積極的に評価します。ただし、上記の欠点や限界については論文内で記述される必要があります。

なお、編集委員会では、上記に該当するような研究であっても、先行研究の網羅的レビューに基づいた社会的現象や学術的概念の提案、十分なサンプリングデータと分析による新規な知見、事前登録を行っている場合などは、原著論文としての投稿を勧めることができます。また、単一症例や少数事例の報告のうち、保育・教育、心理臨床、育児支援など、実践現場への具体的な貢献に直ちにつながりうるものは、実践論文としての投稿を勧めることができます。

(2) 追証的研究

追証的研究には、直接的追試または概念的追試を行う研究が含まれます。直接的追試とは、追試の対象となる先行研究と同じ手続きを用いて、新しいサンプルを対象に実験や調査などを行い、結果の再現性を検証する研究を意味します。また、概念的追試とは、追試の対象となる先行研究と異なる手続きを用いて、新しいサンプルを対象に実験や調査などを行い、手続きが異なったとしても結果が再現される条件や範囲を検証する研究を意味します。

編集委員会では、追証的研究に該当する研究であっても、原著論文としての投稿を著者に勧めることができます。例えば、事前登録および検出力検定を行った方法の厳密性が高い直接的追試、直接的追試に別の研究を加えた研究、異なる発達段階における知見の再現性の検証を目的として先行研究の手続きを変更した概念的追試などが挙げられます。なお、追試の対象となる先行研究は、原則的に、査読付論文として公刊された研究で、追試を行う著者が行った研究は含めません。ただし、他者によって自身の研究が追試され、その再反証として自身の研究を追試した研究を著者が投稿することは妨げません。

追証的研究に該当する研究では、以下の審査基準を満たすことを求めます。まず、必要な条件として、「表題」および「要旨」において、「追試」という語を含めること、また、「背景」において、追試の対象となる先行研究を明記し、なぜその研究を追試する必要があるか、理論的・実証的な意義を具体的に述べることが求められます。なお、先行研究と大幅に異なる手続きを用いる場合、本文に合理的な理由を明記する必要があります。「方法」では、先行研究の手続きと軽微な違いがある場合（例えば、尺度や刺激が、先行研究では英語、投稿論文では日本語を用いた、など）、明記するとともに、サンプルサイズの根拠を明記することが求められます。なお、事前の検出力分析を実施することが望ましいですが、必ずしも求めません。分析コードやデータの公開は推奨しますが、必須ではありません。「結果」および「考察」では、有意性検定だけでなく、効果量や信頼区間を報告あるいは解釈し、先行研究の知見が再現されたか否かを明示することが求められます。「考察」では、先行研究が再現されないという否定的結果が報告された場合、有意性検定に加えて効果量も考慮した慎重な解釈、文脈要因への安易な帰属（例えば、先行研究では白人、投稿論文では日本人を対象にしたため、など）を避け、理論的枠組みを踏まえて精緻な解釈が求められます。先行研究の知見が再現されない原因として文脈要因の影響が考えられる場合には、その要因の影響を検証する研究を別に行い、原著論文として投稿することが望ましいです。

なお、先行研究が再現されないという否定的結果を報告する投稿論文の査読においては、偏った評価がなされないよう、編集委員会では審査の公正性の確保に努め、適切に対応します。

(3) 研究手法の開発・検証

研究手法の開発・検証には、質問紙尺度、検査、実験課題、観察技法、研究デザイン、定量的または定性的な分析手法など、発達心理学研究の遂行に資する新たな研究手法の開発もしくは既存の研究手法の検証に関する報告が含まれます。定型的な尺度開発に限らず、既存の発想にとらわれない実験課題の構築、心理学以外の領域との学際的な連携に基づく測定手法の検証、質的データの新たな記述・分類の試みなど、多様な内容の投稿を歓迎します。審査にあたっては、以下の2点を主要な評価基準とします。

【研究手法の独自性・有用性の提示】

開発・検証された研究手法が、既存の方法と比較して、学術研究や実践への応用に資する新たな視点や機能を提供していることが求められます。関連する先行研究や理論的背景を踏まえ、手法の独自性と有用性が説得的に論じられている必要があります。つまり、その手法が既存の手法と本質的に何が異なるのか、既存の手法に対してどのような利点を有するのか、また、今後の発達心理学の研究や実践にどのような波及効果をもたらすのかが明確に示されなければなりません。独自性・有用性の評価は、表面的な新規性の有無ではなく、実質的・内容的な観点に基づいて行われます。例えば、既存の尺度の改訂版や翻訳版であっても、既存手法に対する明確な利点や実質的意義が示されていれば掲載に値します。一方で、新規に開発された手法であっても、独自性・有用性の提示が不十分である場合には掲載が認められません。この点に関しては、原著論文と報告論文のいずれにおいても共通です。

【研究手法の妥当性の検証】

研究手法の妥当性について、その利用目的に照らして十分な性能を備えていることが、実証的に示されている必要があります。ただし、原著論文とは異なり、必ずしも多面的・包括的な検証が求められるわけではありません。例えば、尺度の開発・検証を扱う場合には、内的整合性、再検査信頼性、内容的妥当性、因子的妥当性、基準関連妥当性、収束的・弁別的妥当性（狭義の構成概念妥当性）、測定不变性、臨床的妥当性など、多様な検証の観点がありますが、そのうち一部の観点に関する部分的な検証（例：再検査信頼性と評価者間信頼性の検証）であっても、当該尺度の有用性が高く、かつ、研究目的に照らして科学的に妥当な水準の検証が行われていれば、報告論文としての掲載に値します。また、実験課題の開発・検証においては、反応の再現性や課題得点の分布特性、操作変数の効果の有無といった基礎的な検討に加え、外部指標との比較による基準関連妥当性、対象年齢層に応じた理解可能性や遂行可能性の検証など、利用目的に応じた観点からの検証が行われていれば、部分的・萌芽的なものであっても妥当性の検討として評価される可能性があります。つまり、手法の独自性・有用性が明確であり、その妥当性が初期段階であっても一定の科学的根拠に基づいて示されている場合には、報告論文として掲載可能です。ただし、本来は单一の論文として報告すべき内容を、意図的に複数の論文に分割して投稿する行為（いわゆるサラミ投稿）は認められません。また、研究手法を論じる論文であっても、実証的検証をともなわないレビューや理論的考察は、原則的に展望論文のカテゴリに含まれます。

4. 原著論文と報告論文の差異

報告論文の各分類における審査基準について「原著論文」との対比をまとめると表のように整理できます。この表はあくまでも目安であり、表内の「報告論文」に該当するものであっても、それぞれの審査基準において述べているように、論文のインパクトや質、内容から「原著論文」として扱うことが望ましい場合もあることにご留意ください。

表 「原著論文」と「報告論文」の審査基準の違い

	原著論文	報告論文
萌芽的研究	<ul style="list-style-type: none">・先行研究の網羅的レビューに基づいた社会的現象や学術的概念の提案・十分サンプリングデータと適切な解析による新規の報告	<ul style="list-style-type: none">・先行知見の限られる社会的現象や理論的裏付けが限定的な学術的概念の新規な報告・サンプリングの少なさ・偏りのある希少的・速報的な発見や事実の報告
	<ul style="list-style-type: none">・事前登録および検出力検定を行っている直接的追試・直接的追試に別の研究を加えた研究・特に異なる発達段階における知見の再現性の検証を目的として、先行研究の手続きを変更した概念的追試	<ul style="list-style-type: none">・事前登録や検出力検定を行っていない直接的追試・先行研究の手続きを変更した概念的追試
研究手法の開発・検証	<ul style="list-style-type: none">・先行研究や理論的背景に基づく研究手法の独自性・有用性の提示	<ul style="list-style-type: none">・研究手法の妥当性に関する部分的・萌芽的な検証
	<ul style="list-style-type: none">・研究手法の妥当性に関する多面的・包括的な検証	

なお、原著論文・報告論文のいずれにおいても、本誌は論文の欠点よりも価値や影響力（インパクト）を積極的に評価する「インパクト中心主義」を編集方針としています。

以上